

稱名寺合同墓利用規約

第一条 (名称)

宗教法人稱名寺が設置する合葬墓を稱名寺合同墓と称する。

第二条 (運営管理)

宗教法人稱名寺の代表役員が運営管理する。

第三条 (使用目的)

人骨を埋葬することを目的とする。目的以外に使用できない。

第四条 (利用資格)

稱名寺合同墓は稱名寺門信徒に限らず、利用手続きを完了した者が利用できる。

第五条 (埋葬及び改葬の手続き)

稱名寺合同墓に埋葬及び改葬する場合は、所轄官庁の発行する埋(改)葬許可証、稱名寺指定の申込書、同意書を運営管理者に提出し、永代使用冥加金を納め、運営管理者に許可を得ること。

第六条 (永代使用冥加金)

(埋葬) 一体 30万円以上。

(改葬)

1, 稱名寺墓地内の墓地から稱名寺合同墓へ改葬する場合は 50万円以上。但し、墓地を更地にし、稱名寺墓地永代使用権を返すこと。

2, 稱名寺墓地外の墓地または納骨堂から稱名寺合同墓へ改葬する場合は 50万円以上。

第七条 (遺骨の返還)

合葬された遺骨は返還できない。

第八条 (納入金の返還)

納入された永代使用冥加金はいかなる理由にかかわらず返還しない。

第九条 (不可抗力による事故の責任)

天変地異など不可抗力による被害については、管理者は一切の責任を負いません。

第十条 (規約の改定)

現行の法律が改定された場合、または利用規約の条文が実状に合わなくなった時、改定することができる。

(附則) 本規約は令和元年5月1日より施行する。